

## 排水メーターによる排除汚水量の認定に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取市下水道条例（以下「条例」という。）第12条の3第1項第4号及び同条例施行規則（以下「規則」という。）第15条の9の規定に基づき、排水メーターによる排除汚水量の認定（以下「認定」という。）に関する事項について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水メーター 下水道使用料を算出する基となる排除汚水量を測定及び演算できる機器をいう。
- (2) 受託者等 排水メーターの設置及び維持管理に関し、使用者から委託（請負その他これに類する行為を含む。）を受けた者をいう。
- (3) メーター製造者等 排水メーターを製造した者又は排水メーターを販売した者のうち排水メーターを製造した者と同様に排水メーターの現地での精度保証及び設置条件の確認ができる者をいう。

(申請)

第3条 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、排水メーターによる氷雪製造業等排除汚水量認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出し、認定の事前承認（以下「承認」という。）を受けなければならない。

(承認の要件)

第4条 承認の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 次に掲げるいずれかの排水メーターとする。ただし、その性能及び性能試験方法において日本産業規格（JIS）に適合し、準拠し、又は同等の機能を有したものに限る。
  - ア 計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第5号イ（7）に定める排水積算体積計
  - イ 同条第6号ロに定める排水流速計
  - ウ 同条第9号ロに定める排水流量計
- (2) 排水メーターの製造業者は、計量法（平成4年法律第51号）第40条に定める事業の届出を行った業者であり、社団法人日本電気計測器工業会又は社団法人日本計量機器工業連合会の正会員となっていること。
- (3) 排水メーターの流量計測の精度は、予定している排除汚水量の範囲において誤差±3%RS（リーディングスケール）以下を維持するものであること。
- (4) 排水メーターはローカット機能（少量排水の値を計量しない機能）を有しないこと。
- (5) メーター製造者等による現地での点検を行ったうえで、メーター製造者等による現地での精度保証及び設置条件の確認を示す書面を市長に提出すること。
- (6) 排水メーターの仕様書、説明書及び積算が正確であることを示す根拠資料を、市長に提出すること。
- (7) 排水メーターの維持管理に係る体制表及び点検・清掃等の計画書を市長に提出すること。
- (8) 委任等を受けた者が本市と協議等を行う場合、委任等を受けた者であることを証する書

類を市長に提出すること。

- (9) 排水メーターが、排除する汚水量を算出するに当たって係数を用いる方式である場合、第5号の現地での点検及び現地での精度保証については当該係数もその対象とし、当該係数及び根拠を書面で市長に提出すること。また、当該係数を変更するときは、現地において行うものとし、遠隔操作で変更可能なシステムの構築は認めないものとする。
- (10) 前号後段の場合において、現地での精度保証及び設置条件の確認を示す書面並びに当該係数及び根拠を書面で市長に提出すること。
- (11) 第9条に掲げる事項を遵守すること。
- (12) 排水メーターの設置、維持管理、撤去その他一切の費用を使用者又は受託者等が負担すること。
- (13) 使用者が排除する汚水に、条例第12条の2第1項に定める特別汚水が含まれないこと。

2 第1項の規定にかかわらず、使用者（その役員を含む。）又は受託者等が他の地方公共団体に対し排水メーターを用いた不正行為又は公序良俗に反する行為を行ったとき、その他承認をすることが不当であると市長が認めるときは、当該使用者に係る承認をしないことができる。

3 市長は、前項各号に掲げる事項について、使用者の同意を得ることなく、メーター製造者等に事実確認を求めることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、排水メーターの正確な計測を確認できると市長が認める場合に限り、その適用の一部の猶予又は除外をすることができる。

（承認）

第5条 市長は、第3条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認を行うことが適当であると認めるときは、様式第2号により申請者に通知するものとする。

（認定の方法）

第6条 市長は、条例第12条の3第1項第4号の規定により使用者が提出する規則第15条の9に規定する氷雪製造業等排除汚水量申告書（以下「申告書」という。）に基づき、次の各号に定めるところにより排除汚水量を認定する。

- (1) 排水メーターにより計測した水量に疑義がないときは、当該水量を排除汚水量とする。
- (2) 排水メーターにより計測した水量が異常と認められる場合等、当該水量を排除汚水量とすることが適当でない認められるときは、漏水があった場合の使用料の減免に関する審査基準に準じ、過去の排除汚水量を勘案した水量を排除汚水量とする。

（認定をしない事由等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定をしない。

- (1) 条例第12条の3第1項第4号に定める期日までに申告書の提出がない場合又は第6条各号により排除汚水量を認定し難いとき。
- (2) 使用者が、第4条第1項各号に掲げる事項を遵守しないと市長が認めるとき。
- (3) 使用者が、条例、規則又はこの要領に基づく報告、届出、又は申告（以下「報告等」という。）について、虚偽の報告等を行ったとき。
- (4) 使用者が、詐欺その他不正の行為により下水道使用料の徴収を免れたとき。

- (5) 使用者（その役員を含む。）又は受託者等が、他の地方公共団体に対する排水メーターを用いた不正行為、公序良俗に反する行為、本市との信頼関係を破壊する行為を行ったときその他認定をすることが不当であると市長が認めるとき。

（承認の取消）

第8条 市長は、前条第2号から第5号のいずれかに該当するときは、当該使用者に係る承認を取り消すことができる。

（認定を受けた者の義務）

第9条 第5条の規定により承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 原則として2月に1回以上、点検、清掃その他のメンテナンスを行い、点検記録簿を1年ごとに市長に提出すること。
- (2) 毎年度1回以上、精度及び設置条件が適正であることの確認を行い、排水メーター定期検査報告書（様式第3号）を市長に提出すること。
- (3) 排水メーターに、電源断等、排除汚水量の測定が困難な状態が生じた場合、市長に当該事実を通報するとともに、当該欠測記録を示す書面を市長に提出すること。
- (4) 排水メーターは、計量機器の取替時期が明記されており、その使用期限内に使用するものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、排水メーターの計測状況を確認するために、市長が指定する事項を遵守すること。
- (6) 認定に係る状況等に変更があった場合は、遅滞なく第3条の申請書に必要な書類を添付して市長に提出すること。
- (7) 排水メーターを更新する場合は、満了月の30日前までに市長に報告の上、自らの負担により取り替えを行い、排水メーター更新報告書（様式第4号）を提出すること。
- (8) 本市職員の立入検査については、常にこれに協力すること。
- (9) 従業員、受託者等その他の申請者の関係者に前各号に掲げる事項を遵守させること。
- (10) その他本市職員の指示に従うこと。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。